休業給付/傷害給付

申込締切

毎月加入可

毎月20日までのお申込みで、 翌月1日午前0時より補償開始 (2024年10月1日午後4時まで補償)

> オプション **D**タイプ

個人賠償責任補償特約

国内:1億円 国内:無制限 国外:1億円 国外:1億円 国外:1億円 国外:1億円 国外:1億円

D2

在船に

関係なく

一律

210円

ご家族*2

まとめて

補償します。

D

年齢に

関係なく

一律

180_円

ご家族*2

まとめて

※S~Cいずれかのタイプにご

加入の方のみセットできます。

🛕 する事故は補償の対象

となりません。

Dタイプは、業務に起因

補償します。

(団体総合生活保険)

もし皆様自身が今、重い病気や大ケガで長期療養が必要となり、働けなくなってしまったとしたら大幅な収入減は避けられません。この 保険は、安心して業務にお取り組みいただけるよう、団体割引等の適用により割安な保険料で充実した補償が得られる保険制度です。

POINT 1

自宅瘡養もサポート!

入院中はもちろん、自宅療養(医師の治療を受けていることにより、全く働けない場合)も補償します。※Sタイプ、Aタイプのみ

POINT2

団体契約による割引 15%(S,A,Bタイプ)・10%(C,Dタイプ)

全国社会保険労務士会連合会共済会の団体契約であるため、 保険料が割安です。



おすすめ!

1 「天災危険補償特約あり」タイプは、地震・噴火またはこれらによる津波によるケガも補償します! 2 オプション「個人賠償責任補償特約」は、自転車事故等による日常生活の賠償事故を補償します!

	or state			休業給付 (所得補償)				傷害給付 (傷害補償)		
		7	Sタイプ		人 タイプ		Bタイプ		C タイプ	
タイプ名			S1	S2	A 1	A2	В1	B2	C1	C2
天災補償			なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり
保険金額 (1口あたり)			1ヶ月につき: 10 万円 保険金をお支払いする 1事故あたりの限度期間:1年間 免責期間・1・入院のみの日 上記以外4日 自宅療養も補償		1ヶ月につき: 10 万円 保険金をお支払いする 1事故あたりの限度期間:1年間 免責期間*1.7日 自宅療養も補償		1ヶ月につき: 9 万円 (1日あたり: 3,000 円) ※1ヶ月を30日として日割計算します。 (保険金をお支払いする 1事故あたりの限度期間:1年間 <mark>免責期間*1.7日 入院のみ補償</mark>		死亡・後遺障害: 620万円 入院1日につき:3,600円 通院1日につき:2,500円 ※手術保険金は入院保険金日額の 10倍(入院中の手術)または5倍 (入院中以外の手術)となります。 ※傷の処置や抜歯等お支払いの 対象外の手術があります。	
保険料例(10・月額)	年 齢 2023年 10月1日 現在の 漢年齢	30~34歳	1,100円	1,130 円	830 円	850円	480 円	490 円	・ 年齢に 関係なく 一律 ・ 1,500円	年齢に関係なく
		35~39歳	1,330 円	1,370 円	1,030円	1,060円	590 円	610 円		
		40~44歳	1,600 円	1,650円	1,290 円	1,330 円	740 円	770 円		
		45~49歳	1,900 円	1,960 円	1,540円	1,580 円	880 円	910 円		
		50~54歳	2,220 円	2,280 円	1,780 円	1,840 円	1,030 円	1,050 円		1,770H
		55~59歳	2,390 円	2,460 円	1,900 円	1,960円	1,100円	1,130 円		
		60~64歳	2,510 円	2,580 円	2,000 円	2,060 円	1,150 円	1,190 円		
		65~69歳	3,770 円	3,880 円	3,000円	3,090円	1,730 円	1,780 円		

- *1 保険金をお支払いしない期間をいいます。
- *2 ご家族の範囲は下記の通りです。
 - ・ご本人の配偶者・ご本人またはその配偶者の同居のご親族・ご本人またはその配偶者の別居の未婚のお子様・ご本人が未成年者または 保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の 対象となる方に含みます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)。

親族とは、6 親等以内の血族または3 親等以内の姻族をいい(配偶者を含みません。)、未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。 配偶者とは、法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一で あるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが 書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。

- a. 婚姻意思を有すること (戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)。
- b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

なお、保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

加入

- ① 都道府県会の会員 ② 都道府県会会員の事務所に勤務する職員
- ③ 全国社会保険労務士会連合会および都道府県会の事務局の役員および職員

※中述加入も毎月支付している 9。

このご案内は全国社会保険労務士会連合会を保険契約者とする団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ずパンフレット・「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。お申込にあたっては、巻末のFAX用紙でパンフレット・加入依頼書をご請求ください。

緑富士株式会社

取扱代理店

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-7-1 ミツワ小川町ビル

TEL: 03-5244-5360 [受付時間]平日9:00~17:00

担当:佐々木

引受保険会社

(幹事) 東京海上日動火災保険株式会社

担当課: 広域法人部 法人第二課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL: 03-3515-4153 [受付時間] 平日9:00~17:00